

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました(法第 23 条第 5 項)。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)

令和 5 年度における情報提供を下記の通り公開いたします。

1. 派遣労働者数	2 人
2. 派遣先	1 社
3. 派遣料金の平均額(8h 平均)	36,368 円
4. 派遣労働者の賃金の平均(8h 平均)	27,720 円
5. マージン率(税込)	24%
6. 教育訓練に関する事項	社内規定により行っています
7. 福利厚生に関する事項	年次有給休暇・定期健康診断
8. 労使協定	締結している